

# 児童発達支援サービスガイドライン

## 第1章 総則

### 2 障害児支援の基本理念

- 障害のある子ども本人の最善の利益の保障
- 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮
- 家族支援の重視
- 障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割

### 3 児童発達支援の役割

- (1) 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供
- (2) 最善の利益を考慮
- (3) 本人への発達支援・家族への支援・他連携を図りながら支援、後方支援
- (4) 児童発達支援センター
- (5) 専門性を有する職員

### 4 児童発達支援の原則

- (1) 児童発達支援の目標  
ア 乳幼児期人間形成にとって極めて重要な時期。子どもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う。子どもの障害の状態及び発達の過程・特性等に十分配慮。子どもの成長を支援  
イ 児童発達支援においては、障害の気づきの段階から継続的な支援。今、どのような支援が必要かという視点を持ち、発達上の課題を達成させる  
ウ 保護者に対し、職員の専門性を活かして、支援
- (2) 児童発達支援の方法  
ア アセスメント    イ 生活リズム    ウ 環境調整    エ 障害特性    オ 相互関係づくり    カ 集団活動    キ 環境構成    ク 体験    ケ 遊びを通して    コ 得意なことを活かして    コ 保護者理解、援助
- (3) 児童発達支援の環境
- (4) 児童発達支援の社会的責任

### 5 障害のある子どもへの支援

## 第2章 児童発達支援の提供すべき支援

### 1 児童発達支援の内容

(1) 発達支援    ア 本人支援 5 領域    イ 移行支援

(2) 家族支援    ア ねらい

(ア) 家族からの相談に対する適切な助言やアタッチメント形成（愛着行動）等の支援

(イ) 家庭の子育て環境の整備

(ウ) 関係者・関係機関との連携による支援

#### イ 支援内容

(ア) 子どもに関する情報の提供と定期的な支援調整    (イ) 子育て上の課題の聞きとりと必要な助言    (ウ) 子ども発達上の課題についての気づきの促しとその後の支援

(エ) 子どもを支援する輪を広げるための橋渡し    (オ) 相談支援専門員との定期的な支援会議や支援計画の調整    (カ) 関係者・関係機関の連携による支援体制の構築

(キ) 家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の実施    (ク) 心理的カウンセリングの実施    (ケ) 家族の組織化と定期的な面会    (コ) 兄弟姉妹等の支援

(3) 地域支援